

第31回「ふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1】「ハーモニー東海」OBとしての活動について

11月29日に行われた「ハーモニー東海」の交流会がとても有意義であった。もっとOBの方と交流し、いろいろな話を聞いたり、自主活動を行ったりしていきたい。その際に、行政に協力してもらうことは可能か。

⇒【村長コメント】

行政として協力できることは協力していきたい。「ハーモニー東海」16期生だけでOBとしての活動を進めていくのではなく、まずは歴代の「ハーモニー東海」研修生に声掛けをし、幅広く交流会を行うべきではないか。その中で、どんな自主活動が出来るかを話し合い、村へ提案してもらえたらと思う。

【2】ラジオ放送について

I B S茨城放送で放送されている、村長のおひるごはんの内容が残念である。どうして他の地域(水戸市:スタミナラーメン, 大洗町:しらす丼など)のように、地元の食材をPRしないのか。

⇒【村長コメント】

他の市町村の放送内容を知らなかったので、まずはどんな内容が放送されているのか調べる。

【3】住宅付近の木の伐採について、投票所の対応について

①住宅付近の林(村有地)の伐採について

今の時期、落ち葉が庭にたまってしまい困っている。また、太陽光パネルを設置したにもかかわらず、林の影で日が当たらない。家を建てるときに、村の土地であると聞いたので、対応してもらえたらと思う。近くに線路があるため、防音として伐採できないのであれば、せめて高い枝だけでも切ってもらえないか。

⇒【村長コメント】

村有地であれば、担当課に伝え、現場確認等をさせた上で、連絡させる。

⇒【総務課コメント】

ほかの緑地の樹木と異なり、大きな費用をかけて伐採を実施するには、予算措置に対する議会及び庁内の合意に向けて、自治会の意思を示していただく必要があります。自治会で本件についてご確認いただき、自治会要望書の提出をご検討ください。

また、村では隣接地または道路に樹木が張り出すことがないように剪定、伐採を実施しています。しかし樹木が隣接地に張り出していない場合や道路の通行に支障を及ぼさない場合は、自然のまま伸ばしています。

②選挙の投票所で、子どもをみてる人を配置できないか。

以前、選挙にいったとき子どもの手をほんの少しの間、離してしまった。その際、「お子さんから離れないでください」と注意された。それ以後、同じことになったら嫌なので、2人目が生まれてからは選挙にいけていない。

⇒ **【村長コメント】**

職員の対応が悪かったことは、大変申し訳ない。子ども連れのご家族が選挙に参加しやすい環境を整えるにはどうしたらよいか、検討する必要がある。

⇒ **【総務課コメント】**

選挙の投票所においては、円滑で適正な投票を管理執行することが求められておりますので、当時の職員の対応はそれを強く意識したことによるものだったと思われませんが、配慮に欠けた対応であったことをお詫び申し上げます。

投票所への子どもの同伴につきましては、従来は幼児や、やむを得ない事情のある方のみとされておりましたが、平成28年夏の参議院選挙から、18歳未満の子どもについては同伴して入場できることになりました。これは、子どもにも早い段階から社会の一員、主権者としての自覚を持ってもらうことや、家族で投票に行きやすくなることなどを意図したものでありますので、本村でも、当該意図に沿った対応が必要と認識しております。

御意見いただきました投票所における子どもをみてる人の配置ですが、投票所には複数の職員が配置されておりますので、当該職員間で連携し、選挙人の方が投票を行っている少しの時間であれば、お子さんに目を配ることが可能であると思えます。今後は、子ども連れの方でも投票しやすいよう柔軟に対応するよう職員に周知してまいりますので、投票所にお越しの際には職員にお申し出くださいますよう、お願いいたします。

※特筆事項がなかった方につきましては、掲載を割愛させていただきます。